

みなさんと議会を結ぶ……議会だより

ゆがわら 議会

令和2年11月

No.116

湯河原町議会のホームページ <http://www.town.yugawara.kanagawa.jp/>
湯河原町議会のE-mail gikai@town.yugawara.kanagawa.jp

編集/発行 湯河原町議会

〒259-0392

神奈川県足柄下郡湯河原町中央二丁目2番地1
TEL 0465-63-2111(内) FAX 0465-63-9674



8月
臨時会

8/11

9月
定例会

9/7~9/29

● 主な内容 ●	なぜ? 懲罰なのか!	2
	補正予算・決算の認定	6
	一般質問	8
	委員会だより	12
	条例の制定等	14
	審議と賛否	15

なぜ？懲罰なのか！

議会議員は自らが町民の選良（選挙によって選出された人物）であることを認識し、常に町民の代表としてふさわしい活動を行うよう努めなければなりません。

議員活動の中でも町民のため、町の発展のために各種会議において様々な政策の実現につながるような議論を活発に交わすことは、最も重要な仕事のひとつです。

しかし、活発な議論を行うにも個々の議員が一定のルールに基づき行うことが必要です。

今回、9月定例会における一般質問の場において土屋由希子議員が「秘密会の議事を他に漏らしではないか」とする議会内部のルールを破って

しまったため、懲罰動議が提出され、採決の結果、懲罰が科されることとなりました。

議会運営の基礎となる各種法令に違反し、合議体である議会の意思決定である議決に従わないことは、議員としてあるまじきことであり、その結

果、議会運営を混乱させ、町民の皆様並びに行政機関に多大なるご迷惑をかけた責任は誠に重大です。

広く皆様のご認識を得たく、ここに経過を詳細にご説明し、ご理解いただきたく紙面を取らせていただきました。

※懲罰とは…

議会の自律権として認められているもの！

地方自治法並びに会議規則及び委員会条例に違反した議員に対し、議決により懲罰を科することができることが規定されています。（地方自治法第134条第1項）

なお、懲罰の種類は、

- ①「公開の議場における戒告、
- ②「公開の議場における陳謝」、
- ③「一定期間の出席停止」、
- ④「除名」の4種類が規定されています。（地方自治法第135条第1項）

経過

9月7日(月)

本会議（第1日目）

令和2年第6回湯河原町議会9月定例会における土屋由希子議員の一般質問の際、一般傍聴者や報道機関のいる公開の場である本会議場において、湯河原町議会会議規則第92条第2項の規定に反し、秘密会※1の議事を口外しました。

その後、村瀬議長による発言取消しの勧告を受け、本人は発言取消しを申し出たにもかかわらず、後日、自身のSNS上で秘密会の議事を他に漏らしました。

（※1）秘密会とは…
審議の過程において、特定の個人情報等が含まれるため、一般に公開すること

9月18日(金)

本会議（第3日目）

上記を受け、5名の議員（原田洋議員、松井一寿議員、善本真人議員、露木寿雄議員、室伏重孝議員）から土屋由希子議員に対する懲罰動議※2が提出されました。

懲罰動議が提出されたため、本会議において、「土屋由希子議員に対する懲罰について」は、懲罰特別委員会を設置・付託して審査することを議決しました。

（※2）動議とは…

議会の意思決定を求めて、予定された議案以外の議題を議員が提起することです。

が不適当と認めるときに、法令等に基づく一定の手続きをとって非公開にして行う会議のことです。



9月18日(金)
第1回懲罰特別委員会

委員長 善本 真人
副委員長 山本 俊明
委員 熊谷 照男
渡辺 久子
松井 一寿
室伏 重孝
土屋 誠一

懲罰事件を審査するに当たっては、議員の身分に関わる重大な事件であることから、土屋由希子議員に確認したところ、本人による一身上の弁明の申出がありましたので、これを許可しました。

第1回懲罰特別委員会
(9月18日開催)における、土屋由希子議員の一身上の弁明

私の発言内容は秘密会の議事とは考えておりません。

過去に開催した町税等徴収対策強化特別委員会の議事録にある内容と今回の自分の発言内容は同一であり、なんら秘密の内容ではありません。

そもそも守秘義務の原則は、個々人の人権が尊重され、皆が守られるためにあるもので、だれかの権利や自由が侵害されないためのものであり、自分は町民のために、公益性のために発言したという意思は変わらない。

9月18日(金)
第2回懲罰特別委員会
9月25日(金)
第3回懲罰特別委員会

懲罰特別委員会では第1回委員会における本人からの一身上の弁明を聴いた後、実質的な審査に入りました。各委員からは下記に記載の意見が出され、慎重に審査した結果、土屋由希子議員に対して、懲罰を科すべきことに熊谷委員以外の賛成多数で決定し、その懲罰の種類については、熊谷委員、渡辺委員の2名は「公開の議場における戒告」を、山本副委員長、松井委員、室伏重孝委員、土屋誠一委員の4名は「公開の議場における陳謝」を適用すべきとし、採決の結果「公開の議場における陳謝」の懲罰を科すことに委員会として決定しました。

各委員の主な意見

- ・ 本会議場での発言に問題があり、発言取消し後に自身のSNS上でその発言内容を発信したことは客観的にみて悪意があったのではないか。
- ・ 委員会や全員協議会等、議会内でも建設的な意見を述べる機会があったと思う。
- ・ 一般質問の場で発言したことは少し勇み足と感ずる部分がある。
- ・ 会議の議事録とは議事の記録であると認識しているの、秘密会の開会を宣告してから終了するまでが秘密会での議事であると思う。
- ・ 秘密会の議事に対する認識の違いがあり、その認識を改めさせる必要があると思う。また、過去の資料を持ち出していた

懲罰特別委員会における審査内容

○は該当する、×は該当しない

委員名 審査内容	熊谷照男	渡辺久子	松井一寿	室伏重孝	山本俊明	土屋誠一
懲罰事犯に該当するか	×	○	○	○	○	○
適用する懲罰の種類	戒告	戒告	陳謝	陳謝	陳謝	陳謝

が、それは、今回の秘密会に対するものではないという認識もあつた方が良いと思う。

・ 当該議員の成長を見届けるのであれば、「罪を憎んで人を憎まず」というように情状酌量を考慮したい。

9月29日(火)

本会議(第4日目)

本会議において、懲罰特別委員会の審査報告（「公開の議場における陳謝」の懲罰を科すこと）を採決した結果、賛成多数で可決されたため、土屋由希子議員に「公開の議場における陳謝」の懲罰を科したところ、土屋由希子議員が陳謝を拒否し、不規則発言をしました。

このことを受け、3名の議員（室伏寿美夫議員、露木寿雄議員、松野洋一議員）から土屋由希子議員に対する懲罰動議が再度提出されたため、「土屋由希子議員に対する懲罰について」は、懲罰特別委員会を設置・付託して審査することを議決しました。

このため、本会議は懲罰特別委員会を開催する間、1時間近く休憩となりました。

審議した議案と各議員の賛否(懲罰に関する採決)

○は賛成、×は反対を表しています。

議案番号	議案名	議員名	土屋由希子	熊谷照男	松野洋一	渡辺久子	松井一寿	善本真人	露木寿雄	室伏重孝	室伏寿美夫	山本俊明	土屋誠一	原田洋	審議結果
—	土屋由希子議員に対する懲罰について(陳謝)		除斥	×	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	可決

※除斥：本人に関する議案のため、採決に加わるできません。

陳謝文

私は、令和2年9月7日開催の第6回定例会における一般質問の際、一般傍聴者や報道機関のいる公開の議場において、会議規則の規定に反し秘密会の議事を口外し、その後、議長の勧告に従い発言取消しを申し出た後も、私自身のSNS上で同内容の発信をしてしまいました。

秘密会の議事を口外した罪を重く受け止め、今後は二度と同じ過ちを犯すことのないよう、各種法令を順守することをお約束いたします。

そして、議会基本条例の規定に基づき、自らが町民の選良であることを認識し、町民の代表にふさわしい活動を行うよう自身の行動を改めてまいる所存でございます。

ここに、深く反省し、誠意を披歴して陳謝いたします。

令和2年9月29日

湯河原町議会議員

土屋 由希子

議会の決めた陳謝文

湯河原町議会会議規則

(戒告又は陳謝の方法)

第109条 戒告又は陳謝は、議会の決めた戒告文又は陳謝文によって行

うものとする。

(出席停止の期間)

第110条 出席停止は、3日を超えることができない。ただし、数回の懲罰事犯が併発した場合又

は既に出席を停止された者について、その停止期間内に更に懲罰事犯が生じた場合は、この限りでない。

9月29日(火)

第4回懲罰特別委員会

2度目の懲罰事件を審査するに当たり、一度目の懲罰事件と同じ委員構成で臨みました。また、本人による一身上の弁明の申出がありましたので、これを許可しました。

第4回懲罰特別委員会

(9月29日開催) における、土屋由希子議員の一

身上の弁明

議会が作成した陳謝文は、私の信条とはほど遠く、納得のいく内容ではありませんでした。私は秘密会の議事は漏らしておりません。神聖な議場において、心にもないことを発言することは、議会に対して誠実な態度とは思えず、また、日本国憲法第19条 思想及び良心の自由により、私の思想及び良心の自由は保障されており、陳謝文の読み上げはお断り

させていただきました。自らが町民の選良であることを認識して行動したものです。

弁明に対する質疑

Q

土屋由希子議員にとって議会議決とはどういったものとお考えですか。

A

議会の議決に関しては、尊重されるべきものでありまして、私は議決に対しては、甘んじて受け止めております。ただし、陳謝文を読むことに対しては、個人の自由の保障のために、お断りさせていただきました。

懲罰特別委員会では本人からの一身上の弁明を聴いた後、実質的な審査に入りました。各委員からは下記に記載の意見が出され、慎重に審査した

結果、土屋由希子議員に対して、懲罰を科すべきことに全員賛成で決定し、その懲罰の種類については、「一定期間の出席停止」の適用を全員賛成で決定し、会議規則第110条の規定により採決した結果「出席停止1日」とすることに全員賛成で委員会として決定しました。

各委員の主な意見

- ・ 陳謝する場合、少しでも自分の言葉で伝えるようにできなかったのか。
- ・ 陳謝の懲罰を科す場合は、議会が決めた陳謝文で行うことが会議規則で定められているので、自分の言葉で陳謝することはできない。
- ・ 我々議員は議決権を行使する者として、この懲罰事件だけに限らず、やはり議会の議決というものの重みをどう考えるかだと思っている。

・ 議決されたことには従わなければならないし、それを破つたのであれば懲罰も致し方ないと思う。

・ 弁明の中で、憲法が保障した良心の自由に反するとして、陳謝文の朗読を拒否したとおっしゃっていたが、秩序違反に対する陳謝の懲罰は、議会の自律権として認められているので、憲法違反ではないと認識しています。

9月29日(火)

本会議(第4日目)

本会議を再開し、懲罰特別委員会の審査報告(「出席停止1日」の懲罰を科すこと)を採決した結果、全員賛成で可決されたため、土屋由希子議員に「出席停止1日」の懲罰を科し、議場から退場となりました。よって以後の議案審議に加わることができませんでした。

審議した議案と各議員の賛否(懲罰に関する採決)

○は賛成、×は反対を表しています。

議案番号	議案名	議員名	土屋由希子	熊谷照男	松野洋一	渡辺久子	松井一寿	善本真人	露木寿雄	室伏重孝	室伏寿美夫	山本俊明	土屋誠一	原田洋	審議結果
一	土屋由希子議員に対する懲罰について(出席停止1日)		除斥	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決

※除斥：本人に関する議案のため、採決に加わるできません。

令和2年8月臨時会議決補正予算

会計名・補正額	概 要
一般会計(第5号) (2億7,583万7,000円の増額)	新生児への臨時特別給付金給付事業の増額 新しい旅行スタイル支援事業の増額 暮らしの応援クーポン発行事業の増額 新型コロナウイルス感染症対策事業の増額 など

一般会計補正予算の主な質疑

新生児への臨時特別給付金について
暮らしの応援クーポンの発行事業について
新しい旅行スタイル支援事業について
新型コロナウイルス感染症対策事業で、事業者への支援について
元気回復事業について
ICT教育推進事業について
ひとり親家庭等支援事業について

令和2年第5回湯河原町議会8月臨時会は、
8月11日に開催されました。
この臨時会では、補正予算の議案1件を審議
しました。

8月臨時会

町議会HP
会議録

令和2年9月定例会議決補正予算

会計名・補正額	概 要
一般会計(第6号) (3億892万2,000円の増額)	子育て支援センター改修事業の増額 新型コロナウイルス感染症対策基金積立金の増額 誘客多角化等の魅力的な滞在コンテンツ造成実証事業の増額 道路改修事業及び河川改修事業の増額 総合運動公園整備事業の増額 新型コロナウイルス感染症に伴う各事業等 中止による減額 など
国民健康保険事業特別会計(第2号) (4,520万1,000円の増額)	前年度繰越金の増額に伴う予備費の増額
介護保険事業 特別会計(第2号)	「保険事業勘定」 (1,939万8,000円の増額) 令和元年度国庫支出金等の確定に伴う過年度支出金の増額
	「介護サービス事業勘定」 (855万3,000円の増額) 前年度繰越金の増額に伴う予備費の増額
後期高齢者医療特別会計(第1号) (1,247万9,000円の増額)	前年度繰越金の増額に伴う予備費の増額
温泉事業会計(第1号) (517万円の増額)	職員人件費の減額 工事請負費の増額 など

一般会計補正予算の主な質疑

子育て支援紙おむつ等支給事業について
農道維持管理事業について
誘客多角化等の魅力的な滞在コンテンツ造成実証事業について
美術館施設整備事業について
ナラ枯れ被害対策事業について
湯河原町土地開発公社補助金について
総合運動公園整備事業について
共同共聴設備整備事業について

令和2年第6回湯河原町議会9月定例会は、9月7日から9月29日までの23日間(本会議
開催4日間)にわたり開催されました。
この定例会では、令和元年度決算の認定、条例、補正予算、人事などの議案17件のほか土屋
由希子議員に対する懲罰について審議しました。

9月定例会

町議会HP
会議録



整備された町民体育館駐車場及び急速充電器

一般会計、特別会計
(国民健康保険事業、介護保険事業、後期高齢者医療) 及び公営企業会計
(水道事業、温泉事業、

決算審査特別委員会 (9月24日・25日開催)

9月定例会に上程された令和元年度の各会計決算は、決算審査特別委員会に付託されました。

決算の認定

下水道事業の決算審査を行いました。

各会計の決算内容について質疑・応答がなされ

慎重な審査とともに、令和3年度の予算編成に向けての意見・要望が委員から出され、すべての会計の決算を認定しました。

委員長 土屋 誠一
副委員長 松井 一寿
委員 土屋由希子
委員 善本 真人
委員 露木 寿雄
委員 室伏寿美夫
委員 原田 洋

令和元年度決算の内容

一般会計・特別会計

会計名	歳入決算額	歳出決算額	差引額
一般会計	103億1,996万円	99億 449万円	4億1,547万円
国民健康保険事業特別会計	33億5,300万円	32億 780万円	1億4,520万円
介護保険事業特別会計			
保険事業勘定	27億2,499万円	26億7,411万円	5,088万円
介護サービス事業勘定	1,973万円	1,075万円	898万円
後期高齢者医療特別会計	4億2,721万円	4億1,473万円	1,248万円
合計	168億4,489万円	162億1,188万円	6億3,301万円

水道事業会計

収益の収入・支出(税抜き)

収益の収入	収益の支出	当年度純利益
4億3,916万円	3億4,697万円	9,219万円

資本の収入・支出(税込み)

資本の収入	資本の支出	差引額
3,008万円	2億3,467万円	△2億 459万円

温泉事業会計

収益の収入・支出(税抜き)

収益の収入	収益の支出	当年度純利益
1億7,890万円	1億8,519万円	△629万円

資本の収入・支出(税込み)

資本の収入	資本の支出	差引額
5万円	4,385万円	△4,380万円

下水道事業会計

収益の収入・支出(税抜き)

収益の収入	収益の支出	当年度純利益
8億9,226万円	9億4,466万円	△5,240万円

資本の収入・支出(税込み)

資本の収入	資本の支出	差引額
2億 316万円	3億8,968万円	△1億8,652万円



新型コロナ禍における 避難所のあり方について

災害時、より安全な場所へ避難することで命を守りますが、コロナ禍では「密」を避ける避難が重要となつてきます。



善本真人議員

町議会HP
会議録

一般質問

※一般質問とは…

議員が本会議で、議長の許可を得て、町政全般（一般事務、事業の執行状況、将来に対する方向性など）について、町長など執行機関の考え・方針を議員個人として質問することです。
質問内容は、あらかじめ議長に通告しなければなりません。

内閣府や消防庁は現在、指定避難所の他にも、可能な限り多くの避難所を開設することや親戚や友人の家などへの避難を検討する事が要請されています。これは、3密の状態を生み、多くの避難所に分かれて避難をする分散避難の対策です。そこで、湯河原町での対応について伺います。

Q

可能な限り多くの避難所を開設することに対して、どのような対応をされるのか。

A

新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所を開設する場合は、避難者同士の間隔を広く確保するため、収容人数が制限されます。

そのため、収容人数が定員以上になった場合に、車中泊が可能な方に

対しましては、町民体育館駐車場を開放、隣接するJCHO湯河原病院駐車場を利用できるように協定の締結を進めています。

Q

分散避難を実現するため、町民への周知の方法をお聞かせください。

A

町内のホテル・旅館等の活用に向けて、湯河原温泉旅館協同組合を通じて、協定の締結を進めております。

避難所への避難は、感染リスクをとまなうことから、区会を通じて回覧及び広報ゆがわら9月号により、日ごろから家族、ご親戚またはご友人などと、事前に話し合っていたいただくことをお願いしています。

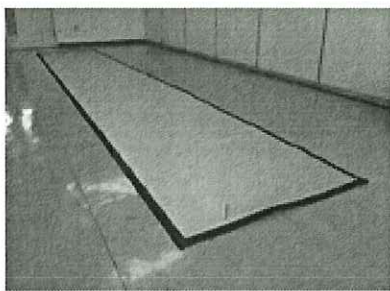
Q

コロナ禍で、避難所での間仕切りや、資材の運搬は迅速な対応が求められるが、対策はどの様にお考えですか。

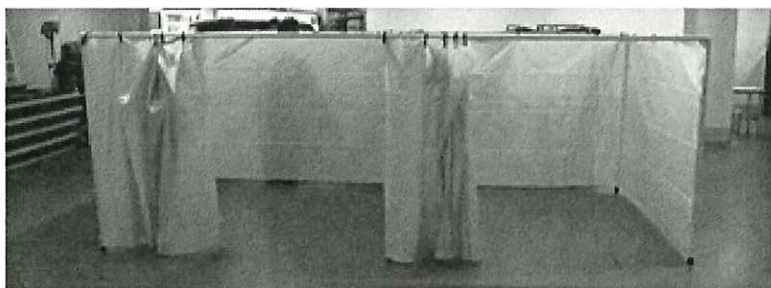
A

迅速に避難所を開設し、運営するためには備蓄品を事前に配備しておく必要があります。現在までに各会館等には、すでに配備いたしました。

【その他の質問】
・故郷テレワークについて



ロール畳



間仕切りセット



ひなんルーム

トップセールスのあり方について



熊谷照男議員

平成30年3月8日～14日まで
に町長・職員3名と村瀬公大、土屋誠一、室伏重孝、山本俊明議員の4名がハワイのコンベンションセンターで開催されたトップセールスで463万円の税金を使っ

てやってきたことは、町民のためになっているのか
か通告に従い質問します。

Q 平成28年・29年度のトップセールスが町にどのような影響を及ぼしているのか。

A 外国人観光客誘致を目的としたもので日系外国人

人をターゲットにしたものです。このような取り組みが、目に見える成果として現れるまで時間がかかり信頼関係の構築が大切です。

Q 町長のトップセールスなのに、なぜ、多くの議員が同行しなくてはならないのか。

A 観光を町の基幹産業として発展させるために町、町民、観光団体等が一体となつて取り組む必要があり、町議会にも協力していただきたいと思います。

Q トップセールスとなれば町長と担当課長が副課長、そして案件を担当している職員の随行が必要であるがなぜ課長のみにしたのかその理由はど

うしてか。

A 行政側の出張につきましては、トップセールスに限らず、効率的に行うべきとの考えから出張する職名や人数は、適時、内容により判断しております。したがって、事業により担当部署において判断をしております。

Q コロナ禍を踏まえ、今後は国内へ向けたトップセールスが必要と思いませんか。

A 今後、湯河原が安心、安全な観光地であることアピールしていくとともに、これまで以上にトップセールスを行ってまいりたいと考えております。

Q 英文を訳して、日系人を誘致することが出ていますが、アメリカ人にとって湯河原の認知度は低く、京都へ行ったら奈良か大阪です。本当に463万円、530万円使っただけの結果が出たのか疑問です。近隣の市・町はベトナムへ行っています。その理由もわかります。

A 当時のインバウンド事業やオリンピック・パラ

リンピックを見据えて、日系人というキーワードで進めてまいりました。湯河原という温泉街の情緒と雰囲気を考えて計画をしていったものでございます。

トップセールスについては国や町の予算から執行されているのですから、それは町民の方が払った税金です。住民の方に対して、心の通う、思いやりのある使い方をしています。



湯河原町の
コンプライアンスに関して

土屋由希子議員

Q

今年2月15日
配信の第281
号の湯ったりト
ークは、個人攻
撃ともとられる
ような内容。こ

のチェック機能はどうなっ
ているのか。これは町の公
式見解となり、町長の個人
的なメールではない。

A

一般論として書いただ
けであって、ホームペー
ジ上に載つても、問題な
いと理解している。

Q

個人攻撃、嫌み、政治
活動への圧力、パワハラ
にも通じてくるというも
の。町長というお立場、
町のトップとしての、品

位に欠ける内容。町長自
らではなく、別の方がチ
ェックをするべきでは。

A

あくまでも私の主観の
部分。決して何か陥れよ
うとかそういうたものは
ない。決して私の立場
が、どなたかに強烈な印
象を与えることはない。

Q

町税等徴収対策強化特
別委員会における滞納者
の名簿の共有が行われて
いるが、個人情報保護の
観点で問題はないのか。

A

滞納はあつてはならな
いこと。秘密会として開
催されることで、十分な
秘密の保持、情報の保護
が図られるものと認識し
ている。

Q

総務省の見解として、

秘密会においても、この
リストを共有するべきで
はないということになって
いる。このような状態は人
権侵害にもなる。問題は本
当にないとお考えか。

A

地方自治法の規定にお
いて、議会の求めに応じ
るべき旨の判断をした場
合であっても、議会に対
し、秘密会で審議するこ
とを要請するので、秘密
開示について、相当な手
段・方法を用いるべきと
いうようなことで、問題
ないと解釈している。

Q

万が一これが流出した
ら、行政側としてはどう
責任をとるつもりか。

A

あくまでも、議会側か
らの要請に基づいて、開
示をしている。そこから
先、漏れてしまう懸念が

あるならば、逆に議会側
の意思として、それを求
めないという方法がある
のでは。

Q

湯河原町役場職員の
職場環境に関して

湯河原町はハ
ラスメントを把
握していない。
行政側の職員が
副町長に怒鳴ら
れているところ
を見ているが、
これはハラスメ
ントに当たらな
いのか。

A

それは地声。それがモ
ラルハラスメントかとい
うと、逆に職員が、ハラ
スメントというのを言っ
てくればいいこと。

Q

職員の時間外労働（残
業）に関して、平日の残
業が振替休日などではな

く、手当としてしっかり
支払われているか。

A

平日については、時間
外手当として、支払って
いる。

Q

役場の職員がやる気を
持つて業務に当たること
ができるよう、職場環境
改善のための試みは何か
しているか。

A

まるで職員のやる気が
なく、パフォーマンスマ
ン低い状態で仕事をして
いるかのような表現であ
り、大変遺憾。職員の何
を見てこのような質問を
されるのか存じません
が、私は、やる気のない
職員などおらず、地方公
務員として、常に最高の
能力を発揮して、業務に
臨んでいるものと確信し
ている。

コロナウイルス感染症の 対策について



渡辺久子議員

湯河原町における感染拡大を防止するための対策について質問いたします。

Q

小田原に設置

されているPCR検査センターに車でいけない方に対して町としてどのような支援ができるか。また、湯河原町の適切な場所でのPCR検査ができるようにないか。併せて、医療機関や介護施設、旅館等での定期検査ができるようにならないか。

A

感染症法に基づき保健所が設置されていない市町村においては都道府県知事が発生の状況、動向

及び原因の調査、検体の採取等や陽性者等の入院及び就業制限などの措置を講ずることとされています。質問に関して、費用、医療体制及び効果を深慮して町独自の対応が難しい状況です。

Q

町内での感染状況などについての情報を迅速に明示し、町民に伝える仕組みができないか。

A

神奈川モデルに準じて湯河原町でも広報紙、ホームページ、メールマガジンを活用し感染防止対策の周知に努めています。「3密」を避けるなど感染予防について町民の皆様には正しくお伝えいただければ幸いです。



避けよう三密

コロナウイルス渦中の 防災対策について

住民の命と暮らしを守るうえで、本町の防災計画と防災マップの見直しを行うことが求められています。防災について質問いたします。

Q

昨年の台風19号の避難所の実施結果等について。

A

台風19号における避難所は12箇所設置し、476人が避難されました。

Q

平時の避難所運営ルールと運営における女性の参画について。

A

避難所設置については「避難所開設・運営マ

ニュアル」を設定し、男女共同参画を基本運営の一つにしています。

Q

コロナウイルス下における避難所運営方針について。

A

令和2年度の防災訓練時に、感染症対策に配慮した避難所設置運営を各自主防災組織で実施しました。

Q

分散型の避難を実施した場合の避難者への支援について。

A

分散型の避難者については、各避難所の受付に登録したうえで、公設避難所の避難者への支援と同等の対応が取れるようにします。

Q

観光客等への避難所の案内等について。

A

観光客を避難所へ誘導する案内板の拡充を検討するほか、スマホ用アプリ「ココシル湯河原」の周知に努めます。

Q

災害発生危険のあるイエローゾーン・レッドゾーンに指定された区域の点検や見直しなど。

A

土砂災害発生危険区域の点検は通常の道路巡回において、適切な道路管理に努めています。

【その他の質問】

・県道75号沿いのナラ枯れ病対策について。

委員会だより

総務文教・福祉
常任委員会

(9月16日開催)

○主な案件

●(仮称)ゆがわら2021プラン基本構想(案)について

急速に進行する少子化・高齢化、高度情報化国際化など社会経済環境が大きく変化していく中で、今後10年間(2021年度～2030年度)の町の行政運営の指針とする総合計画を策定するための基本構想(案)について説明を受けて審議しました。



●ひとり親家庭等医療費助成事業について

平成4年度から実施しているひとり親家庭等に対する医療費の一部助成について、現行制度では、入院(1日当たり)100円、入院外(受診1回当たり)200円の自己負担がありますが、令和3年度から自己負担を廃止することについて説明を受けて審議しました。

●中学校給食について

昨年度実施した給食施設等調査業務委託の調査報告や本年1月に児童・生徒及び保護者に対して実施したアンケート調査の結果を踏まえ、自校調理方式による給食実施に向けて、栄養士・調理員の確保、アレルギー対策、日課の変更などの課題を解決しながら、施設整備に係る費用やランニングコストの精査を行い、更

なる検討を進めていくとの説明を受けて審議しました。



○主な報告事項

●特別定額給付金の給付実績報告について

国の特別定額給付金(10万円)について、対象者24,675人に対し24,648人(給付率99.9%)へ給付したことこの報告を受けました。

●「新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの同時流行に備えるため」について

高齢者がインフルエンザに感染し、体が弱っているときに新型コロナウイルスに感染してしまうと、重症化及び死亡のリスクが高くなるので、限りあるワクチンを有効活用するため、今シーズンのインフルエンザ予防接種はこれまで通り高齢者を優先して実施する方針との報告を受けました。

○その他の案件・報告事項

●第6期障がい福祉計画・第2期障がい児童福祉計画について

●湯河原町まち・ひと・しごと創生総合戦略プランの第1期事業検証結果について

●指定管理者評価結果報告について

●町立保育園入園申込みについて

●プレミアム付商品券事業の実施状況について

環境・観光産業
常任委員会

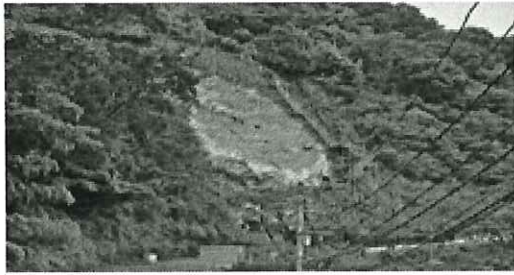
(9月14日開催)

○主な案件

●橋りよう長寿命化修繕計画(改定)について

現在、道路施設として町が管理する63橋の橋りようについて、点検調査を実施した結果、構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講じる必要がある橋りようから今後5年間で順次修繕を行っていく計画について説明を受け、審議しました。





オレンジラインがけ崩れ (R2.8.16撮影)

○主な報告事項
 ●町道オレンジラインがけ崩れについて
 昨年12月4日に法面が崩落し、現在通行止めとなっているオレンジラインについて、工事の進捗状況の報告を受けました。現在施工している工事は、令和3年1月末に法面復旧工事後、舗装復旧工事等を3月中旬までに、工事完了後に隣接する法面の点検結果により通行止め解除の判断を行うとのことでした。

●令和2年度「made in ゆがわら」認定商品について
 町のイメージを向上し、地域経済を活性化させることを目的とした地域ブランド「made in ゆがわら」について、本年度新たに10品目の商品を認定したとの報告を受けました。

●城堀簡易水道組合との統合について
 平成25年に発足した町営水道と城堀簡水との連携に関する研究会での検討の結果、統合の目標時期を令和4年4月1日とすることで協議を進めていくための基本協定を締結したとの報告を受けました。

○その他の報告事項
 ●令和2年度夏季事業について
 ●令和2年度夏季期間中(7月1日～8月31日)

令和2年度認定商品



平成30年度認定商品



※詳しくは町ホームページへ



の災害概況等について

●第2期観光立町推進計画アンケート結果について
 ●誘客多角化等のための魅力的な滞在コンテンツの造成実証事業について
 ●指定管理者評価結果報告について

進んでいる事業について、し尿等共同処理の経過及び令和元年度に実施した推進事業の経過と令和2年度の事業計画について説明を受け、審議しました。

また、湯河原町と真鶴町で推進している事業のうち、ごみ処理広域化足柄下郡系統の整備及びし尿運搬車両の更新について説明を受け、審議しました。

熱海市と箱根町と湯河原町で推進している広域行政の事業について、令和元年度に実施した推進事業の経過と令和2年度の事業計画について説明を受け、審議しました。委員からは1市2町の回遊性を高める施策の実現に向けた具体的な事業を求める意見がありました。

広域行政 特別委員会

(8月18日開催)

湯河原町と熱海市で推

条例の制定・改正

町HP
電子揭示場

●湯河原町新型コロナウイルス感染症対策基金条例(制定)

新型コロナウイルス感染症の対策に必要な資金に充てることを目的として、基金を設置するため条例を制定しました。

●湯河原町税条例(一部改正)

地方税法の一部改正に伴い、軽自動車税の環境性能割の軽減期間を6か月延長するため、条例を改正しました。

●湯河原町手数料条例(一部改正)

住民基本台帳法の一部改正により、住民票の除票の写し等の交付が明確化されたこと及びマイナンバー法の一部改正に伴い、個人番号通知カード

が廃止されたため、条例を改正しました。

人事案件

●湯河原町固定資産評価審査委員会委員の選任について

湯河原町固定資産評価審査委員会委員の吉田尚明氏の任期が令和2年10月18日で満了となるため、引き続き吉田氏を固定資産評価審査委員会委員に選任することに同意しました。任期は令和2年10月

お悔やみ

石倉幸久議員が、ご逝去されました。

ここに謹んでお悔やみ申し上げます。

(令和2年8月30日 享年67歳)



19日から令和5年10月18日までの3年間で。

●湯河原町監査委員の選任について

湯河原町監査委員の熊谷輝美氏の任期が令和2年9月30日で満了となるため、引き続き熊谷氏を監査委員に選任することに同意しました。任期は令和2年10月1日から令和6年9月30日までの4年間で。

意見見書

●新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が蔓延している中で、地方税・地方交付税等の一般財源の激減が避けがたく、発行額の削減に努めるとともに、償還財源を確保すること。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が蔓延している中で、地方税・地方交付税等の一般財源の激減が避けがたく、発行額の削減に努めるとともに、償還財源を確保すること。

地方自治体は、福祉・医療、教育・子育て、防災・減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政は、かつてない厳しい状況になることが予想される。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

- 1 地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額を確保・充実すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の削減に努めるとともに、償還財源を確保すること。
- 2 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるよう、総額を確保すること。
- 3 令和2年度の地方税収が大幅に減少することが予想されることから、万全の減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。
- 4 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性等を厳格に判断すること。
- 5 特に、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年9月29日

衆議院議長 大島 理 森 様

神奈川県湯河原町議会議員 村瀬 公大

いる一方、地方自治体は、福祉・医療、教育・子育て、防災・減災、地方創生、地域経済活性化などの喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政は、かつてない厳しい状況になることが予想されるため、国に対し必要な措置を講ずるよう、意見書を提出しました。

審議した議案と各議員の賛否

(令和2年8月臨時会)

○は賛成、×は反対を表しています。

議案番号	議案名	議員名	土屋由希子	熊谷照男	松野洋一	渡辺久子	松井一寿	石倉幸久	善本真人	露木寿雄	室伏重孝	室伏寿美夫	山本俊明	土屋誠一	原田洋	審議結果	採決日
50	令和2年度湯河原町一般会計補正予算(第5号)		○	○	○	○	○	欠席	○	○	○	○	○	○	○	可決	8/11

(令和2年9月定例会)

○は賛成、×は反対を表しています。

議案番号	議案名	議員名	土屋由希子	熊谷照男	松野洋一	渡辺久子	松井一寿	善本真人	露木寿雄	室伏重孝	室伏寿美夫	山本俊明	土屋誠一	原田洋	審議結果	採決日
51	湯河原町新型コロナウイルス感染症対策基金条例の制定について		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	9/9
52	湯河原町税条例の一部改正について		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	9/9
53	湯河原町手数料条例の一部改正について		○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	9/9
54	令和2年度湯河原町一般会計補正予算(第6号)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	9/9
55	令和2年度湯河原町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	9/9
56	令和2年度湯河原町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	9/9
57	令和2年度湯河原町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	9/9
58	令和2年度湯河原町温泉事業会計補正予算(第1号)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	9/9
59	決算の認定について(令和元年度湯河原町一般会計)		停止	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	認定	9/29
60	決算の認定について(令和元年度湯河原町国民健康保険事業特別会計)		停止	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	認定	9/29
61	決算の認定について(令和元年度湯河原町介護保険事業特別会計)		停止	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	認定	9/29
62	決算の認定について(令和元年度湯河原町後期高齢者医療特別会計)		停止	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	認定	9/29
63	利益の処分及び決算の認定について(令和元年度湯河原町水道事業会計)		停止	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	認定	9/29
64	決算の認定について(令和元年度湯河原町温泉事業会計)		停止	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	認定	9/29
65	決算の認定について(令和元年度湯河原町下水道事業会計)		停止	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	認定	9/29
66	湯河原町固定資産評価審査委員会委員の選任について		停止	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	同意	9/29
67	湯河原町監査委員の選任について		停止	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	同意	9/29
意見書 第1号	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書(案)		停止	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	9/29

※停止:「出席停止1日」の懲罰を科されたため、採決に加わるできません。

議会開催に伴う新型コロナウイルス感染症対策

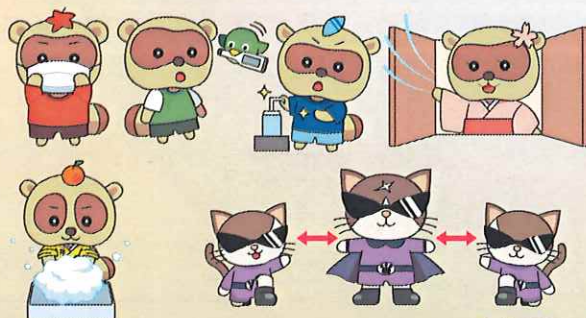
湯河原町議会では、議会を開催するにあたり、様々な新型コロナウイルス感染症対策を講じています。

つきましては、傍聴人数を制限（本会議:20人→15人、委員会:6人→4人）させていただいておりますので、ご理解及びご協力をお願いいたします。

※傍聴の際には、マスクの着用、手指のアルコール消毒にご協力願います。



議場内に設置された飛沫防止用アクリル板



ゆがわら

神奈川県

**当事業所は、感染症対策として
以下のことに取り組んでいます**

- 席席間隔確保
- マスク等着用
- 手洗・手指消毒
- 客席、設備等消毒
- 十分な換気
- 演壇等への飛沫防止用アクリル板の設置

事業所名 **湯河原町議会**

事業所 湯河原町議会
住所 湯河原町中央二丁目2番地1
電話番号 0455-32111
担当 議会事務局・管理
発行日 令和2年7月27日

LINEコロナ
お知らせシステム

登録はこちら

傍聴のご案内

本会議及び常任・特別委員会は、傍聴ができます（本会議は、先着15名、委員会は、先着4名です）。

「受付」開催日の午前9時から

「場所」第1庁舎2階 議会事務局

12月議会日程

11月27日（金）10時 本会議（一般質問等）

30日（月）10時 本会議（条例・補正予算等）

12月2日（水）10時 環境・観光産業常任委員会

4日（金）10時 終了後 公の施設等整備調査特別委員会

8日（火）10時 総務文教・福祉常任委員会

※傍聴される方は、携帯電話の電源をお切りください。

編集後記

9月定例会は、異例の懲罰特別委員会を開催いたしましたので、その経緯と結果を正しくお知らせするため、紙面を頂きました。

世の中には必ずルールがあります。なんびとも個人的に気に入らないからと言って勝手にルールを変えることも、無視することも出来ません。議会は、特に法・規則に則り運営されています。不都合な事があれば外部に発信するだけでなく、まず委員会等で議論し改革すべきです。また、出席停止の懲罰は、町民から負託を受けた議員のみに与えられた最大の権利である議決権を行使できないという重い罰です。その責務を果たすことが議員の責任であり、務めであると思います。（善本真人 記）

議会だより編集委員会

委員長 室伏寿美夫
副委員長 松井 一寿
委員 土屋由希子 松野 洋一
渡辺 久子 善本 真人